

平成30年度

地域商店街活性化法
認定サポート

第12回 公募要領

本事業の実施期限および支援パートナーの派遣期間は、原則として平成31年3月8日（金）までとなります。
スケジュールについて、応募前に支援センターへご相談ください。

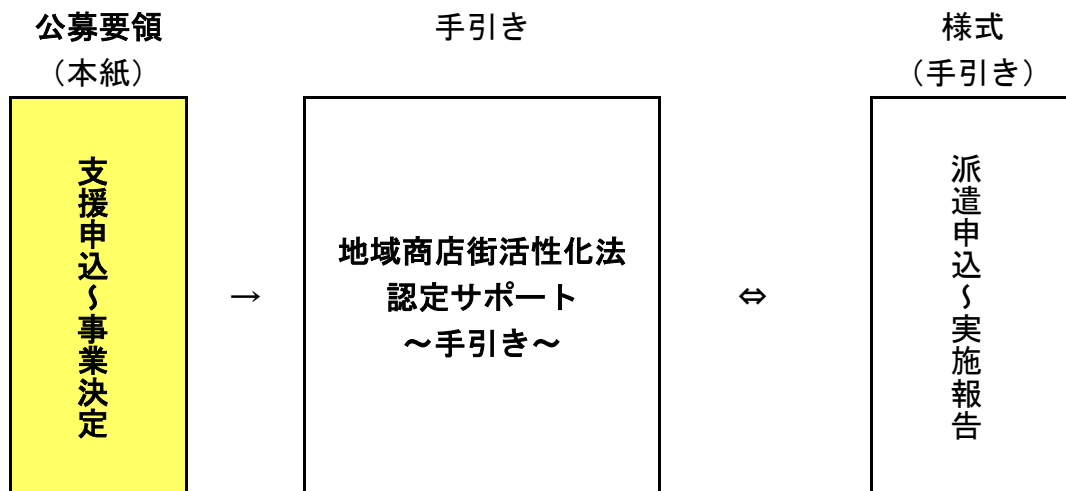
募集期間

平成31年2月1日～2月15日

(株)全国商店街支援センター

本公募要領について

本公募要領では、お申込みから支援決定までの手続きについて記載しております。



事業の内容詳細や事業決定後の手続きにつきましては、「地域商店街活性化法認定サポート」の手引き（別紙）をご参照下さい。

【お問合せ先・提出先】

(株)全国商店街支援センター

地域商店街活性化法 認定サポート担当

TEL 03-6228-3061

メール chikatsuhou@syoutengai-shien.com

住所 〒104-0043 東京都中央区湊1-6-11 ACN 八丁堀ビル4階

トータルプラン作成支援事業
地域商店街活性化法認定サポートに係る申込み

1. 事業の目的

商店街は地域コミュニティの中心的な役割を担う重要な存在であり、少子高齢化社会を迎えてその求められる社会的な機能は多様化しています。こうしたニーズ・課題に対応するために、商店街は新たな経営戦略を構築し、実行に移していくことが求められています。

(株)全国商店街支援センター（以下、「支援センター」という。）では、地域商店街活性化法（以下、「法」という。）による、商店街活性化事業計画（以下、「事業計画」という。）の認定をめざす商店街振興組合等に対し、各地域の実情等に即したサポートを行います。

地域商店街活性化法認定サポートでは、法の認定を支援するために、支援センターと連携した、幅広い知識と、実行力のある専門家（以下、「支援パートナー」という。）を派遣し、商店街を総合的に支援します。また、法の認定に必要な法人化を支援するために、未法人の商店街に対して法人化研修を追加支援します。

2. 事業概要

本事業は、『基礎研修』（法認定研修・法人化研修）と、『実践支援』の組み合わせによるパッケージ支援となります。研修・派遣回数は、基礎研修3回※1、実践支援4回（最大6回）となります。

○支援イメージ

基礎研修3回（法人化の場合は6回） 基礎研修・法人化研修 2時間/日	実践支援4回（最大6回）※2 実践支援 6時間又は3時間/日※
・地域商店街活性化法及び活用方法の説明 ・活性化プランの作成 等 （・法人化ノウハウの提供 等）	・商店街活性化事業計画作成等の支援 ・商店街活性化事業計画申請支援 等

※1 法人化研修を実施する場合は、基礎研修に別途3回が追加されます。

※2 実践支援は1日（6時間）又は、半日（3時間）での実施を選べますが、1日でも半日であっても派遣回数は1回としてカウントされます。

○ポイント

- ・地域商店街活性化法による事業計画の認定をめざす商店街へ支援パートナーを派遣します。
- ・基礎研修の終了後、実践支援にて、認定に向けた取組みをサポートします。
- ・支援パートナーの派遣は、最大9回まで原則無料です。法人化をめざす商店街には、更に原則3回まで無料で派遣します。
- ・専門家である支援パートナーと、ノウハウを蓄積した支援センターが連携し、実態に即した支援を行います。
- ・支援センターの職員が派遣となる場合がございます。

3. 応募について

(1) 応募方法

所定の書式に従って、事業の支援申請を行ってください。

応募に当たっては、様式第1をご記入ください。

表紙記載の募集期間内に所定の応募書類等をご用意いただき、押印のうえ郵送でお申し込みください。

(2) 応募要件

地域商店街活性化法を活用した事業を検討、計画している商店街等が対象です。

これまでに同一事業または同様の事業を受けたことがある商店街等からの応募については、その内容及び進捗状況等に応じて派遣の可否・回数を決定します。事前に支援センター担当者までご相談下さい。

4. 採択とスケジュール

(1) 採択及び支援決定通知

申請書類について支援センターにおいて検討会等を行い、派遣する支援パートナー等の決定を行った後、事業決定通知をお送りします。なお、支援パートナー等決定の過程において、必要に応じて支援センターよりご連絡を差し上げる場合があります。

(2) 申請書提出期限

平成31年2月15日

※期間内であっても、予定数に到達次第、受付けを終了する場合があります。

※採択後の事業運営等については、手引きをご確認下さい。(別途、ホームページ上で公開)